

令和 8 年 1 月 会 議
第 31 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和8年1月27日(木)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	金子美登里
議席番号2番	比留川賢次	議席番号10番	橋本久男
議席番号3番	笠間保一	議席番号11番	大塚秀一
議席番号6番	内田直彌	議席番号12番	宇野政信
議席番号7番	早川晴子	議席番号13番	早川新市
議席番号8番	木村寛	議席番号14番	古塩貞夫

欠席委員

出席推進委員

第1地区担当	山田英毅	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	峯山健吾		

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

議案第46号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第47号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第48号	担当地域の決定について
報告第10号	専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採決の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事務局 長	中西 忠彦
次 長	鈴木 武志
主 幹	古賀 治美
主 事	鈴木 美咲
主 事	北澤 勇輝

15時00分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、こんにちは。今回はですね、思いもよらぬ事態が発生いたしまして、大変困惑しているところでございますが、比留川委員におかれましては、ご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、ただいまより令和8年1月、第31回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席はございませんので現在の出席委員は12名、推進委員は3名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、1番森山委員、2番 比留川賢次委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました総会議案書、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に、農政時報、諸般の報告をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。2月3日、第28回JAさがみあやせ農業収穫祭実行委員会、JAさがみ綾瀬支店において、会長が出席される予定でございます。20日、審議案件現地調査、市内一円において、第3班の委員金子委員、橋本委員が出席される予定でございます。同日、令和8年2月（第32回）農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。27日、令和8年2月（第32回）農業委員会 総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席の予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。

総会議案書の5ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。農用地利用集積等促進計画決定18件35,420.18平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明2件19,780.26平方メートル、法第3条届出1件、2,122平方メートル、法第4条届出1件3,165平方メートル、でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をい

たきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願ひいたします。

それでは、日程第1号、議案第46号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。初めに新規の促進計画である整理番号141番及び142番を審議いたしますが、整理番号141番から144番の農地に関する計画につきましては、借人が同一人でありますので、一括審議をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願ひます。

○事務局(古賀主幹)総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号141番及び142番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は10,701平方メートル、設定する土地は[REDACTED]番、地目田、地積495平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

利用目的は水稻、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。

都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。

場所につきましては、7ページの案内図をご参照願ひます。

貸人は、300日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号143番及び144番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。設定する土地は[REDACTED]ほか1筆、地目田、地積合計529平方メートルでございます。

権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。利用目的は水稻、設定初年は令和8年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、9ページの案内図をご参照願ひます。

貸人は、80日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

この整理番号141番から144番までの農地に関する農地中間管理権の設定をする借人の状

況でございますが、自作の田 697 平方メートル、畑 8,315 平方メートル、樹園地 1,689 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 250 日でございます。

以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）本件について、1 月 20 日、第 2 班、私のほか、早川 晴子委員と事務局 2 名の計 4 名で現地調査をいたしました。本日の審議案件は、同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告し、以後割愛させていただきます。

現地の状況は、いずれも耕うん状態であり農地として適正に管理がされておりました。

第 2 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第 2 地区 峯山推進委員

○第 2 地区（峯山 健吾君）本日審議がなされております、農用地利用集積等促進計画の決定事案について、1 月 16 日に事務局と 2 名で現地の調査を行ったことをご報告させていただきます。

現地の状況は第 2 班の代表委員が述べられたとおり、整理番号、141 から 144 番について、ともに耕うん状態で、農地として適正に管理されておりました。利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1 件ずつ行いますのでよろしくお願いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 141 番及び 142 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて整理番号 143 番及び 144 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号 145 番及び 146 番を審議いたします。本件につきましては、[REDACTED]が農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

([REDACTED] 退席)

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、[REDACTED]が退席されました。現在の委員数は 12 名、推進委員 2 名です。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 145 番及び 146 番でございます。

農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。

借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、11 ページをご参照願います。貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。この農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 145 番及び 146 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、原案のとおり

り可決されました。

([REDACTED] 着席)

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていましたが、[REDACTED]が着席されました。現在の委員数は、委員 12 名、推進委員 3 名です。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号 147 番から 158 番まで、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

(事務局説明)

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページから 23 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 147 番から 158 番まででございます。

農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。

各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各案内図をご参照願います。各貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。

以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 147 番から 158 番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第 2 号、議案第 47 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 15 番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] ほか 7 筆、地目畑、

現況畑、地積合計 5,751 平方メートルでございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

引き続き農業経営を行っている期間は、令和 4 年 11 月 30 日から令和 8 年 1 月 27 日まででございます。相続開始年月日は、平成 4 年 4 月 2 日で、今回が 11 回目の証明願いでございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、申請人、妻、子の 3 名、従事日数は 200 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。 6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）申請地は、耕うん状態と、ブロッコリー、ネギ、ダイコンなどが作付けされていて、申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 2 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件について地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）本件について地元委員として発言いたします。1 月 19 日現地確認を行い、申請人の息子さんに面会してきました。申請人は以前脳梗塞を患い、リハビリ生活のため、ほとんど申請人の息子さんがメインで農業をやっています。■■■■、■■■■はダイコン、ブロッコリー、ネギが作付けしてあります。春、夏にはナガイモ、ダイコン、夏野菜を作付けの予定です。■■■■はミカン、ウメなどの果樹、■■■■、■■■■はトウモロコシ、サトイモを夏にやる予定で、今はサトイモを土の中に保管しております。■■■■、■■■■、■■■■は、サツマイモ収穫後で、夏には落花生を作付けする予定です。このように農地としてしっかり管理しています。申請者の息子さんはこれからも農業経営を行っていくと意欲的に話をされてきました。

地元委員としては、申請者の農業の継続意思も確認できましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないかと考え、皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご

発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 15 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 16 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 26 ページから 30 ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号 16 番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。

申請地は [REDACTED] ほか 19 筆、地目田、畑及び雑種地、現況畑、地積合計 14,029.26 平方メートルでございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和 5 年 1 月 26 日から令和 8 年 1 月 27 日まででございます。

相続開始年月日は、平成 25 年 5 月 6 日で、今回が 4 回目の証明願でございます。

場所につきましては、28 ページから 30 ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻の 2 名、従事日数は 200 日です。以上でございます。

○事務局（古賀主幹）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。 6 番 内田委員

○6 番（内田 直彌君）申請地は、28 ページから 30 ページまで、ミカン、イチジク、ブロッコリー、ハクサイ、キャベツ、タマネギなど作付けされ、農地として適正に管理されていきました。申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 2 班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について地域の担当委員として、補

足する事項等がありましたらご発言願います。 8番 木村委員

○8番（木村 寛君）地域担当委員としてご報告いたします。1月22日、■■■■さんのお宅におじゃまし、奥様と2人で畑のほうの確認をしてきました。

先ほど2班の担当委員からのお話のとおり、各申請地についてはよく管理をされておりました。

現在、■■■■さんは、ちょっと体調を崩されたということで、入院をしているようですが、■■■■歳の息子さんが、■■■■をされていたんですけども、■■■■をやめて、手伝いたい、跡を継ぎたいということで、一生懸命頑張って、農作業をしているそうです。

■■■■さんが退院したら、奥様と3人で頑張るというお話をされておりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行についてですね、問題はないというふうに思っております。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号16番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、日程第3号、議案第48号、担当地域の決定についてを議題とします。事務局より説明を願います。

○事務局（古賀主幹）議案書32ページ、33ページをご覧ください。担当地域の決定についてでございます。上深谷地域の欠員に伴い、新たな担当委員について提案するものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。議案第48号、担当地域の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は、提案のとおり決定されました。なお、森山委員には内諾を得ております。

次に、日程第4号、報告第10号、専決処分についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の34ページから35ページをご覧ください。日程第4号報告第10号専決処分についてでございます。

本件につきまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出1件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件がございました。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号の規定により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。議案書の34ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出1件でございます。整理番号4番でございます。この届出は、相続により農地の取得をした場合、農地のある農業委員会にその旨、届け出なければならないと農地法に規定されているため、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、記載のとおりでございます。

次に議案書35ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件でございます。整理番号9番でございます。転用の内容は駐車場、地積合計3,165平方メートルでございます。以上、専決処分の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第10号専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、令和8年1月第31回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

15時28分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

綾瀬市農業委員会委員

綾瀬市農業委員会委員